

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 23日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 安城市昭和町 19 番 10 号

氏 名 新日本化学工業株式会社

代表取締役 中村哲久

電話番号 0566-76-5171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	新日本化学工業株式会社
事業場の所在地	愛知県安城市昭和町 19 番 10 号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	32 : その他の製造業
2 事業の規模	売上 52.7 億円
3 従業員数	115 人

④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥	発酵処理後肥料として再利用 埋立て処理・焼却処理・エマルジョン化燃料
	動植物性残さ 混合物（紙くず・木くず・廃プラ・金属くず・ガラス陶磁器くず等）	発酵処理後肥料として再利用・分級原料・焼却 選別、破碎、再生利用、焼却、埋立て処理
	廃酸・廃油・廃アルカリ・特廃酸・特廃アルカリ・引火性廃油	焼却・中和エマルジョン化燃料
	廃 PCB 等	焼却

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

生産本部	本部長	産業廃棄物統括責任者
業務部環境課		環境課課長
	環境課課長	産業廃棄物処理施設技術管理者
	環境課資格要件保持者	特別管理産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（平成 31 ・令和 1 年度）実績】		別紙①の通り
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t
	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無機汚泥の排出抑制できる新精製設備（膜ろ過法）導入 ・排水設備は既設活性汚泥法から新設嫌気性発酵法を稼働させ汚泥量が削減。但し、全面的に移行できていない。一次処理として嫌気性発酵⇒二次処理として活性汚泥法としている。高濃度液は嫌気処理されているので汚泥は減少している。 		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	排出量	— t	— t

	(今後実施する予定の取組) ・既設活性汚泥法から全面的に嫌気性発酵処理に移行し汚泥量を削減する。専門業者による検討が続いている。
産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラ（1 k Lコンテナ）の再利用・鉄屑再生・廃油（オイル）再生・段ボール等を再生している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 委託処理業者を調査してできる限り分別して処理する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 31 ・令和 1 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	184 t	— t
	(これまでに実施した取組) 動植物性残さの飼料化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	動植物性残さ	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	180 t	— t
	(今後実施する予定の取組) 飼料化の数量は現状維持。乾燥工程のエネルギー費用と全体に労務費が大きいので現行法での飼料化の拡大は難しい。低コストの飼料化は検討する。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 31 ・令和 1 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	— t	— t

	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 31 ・令和 1 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定はない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（平成 31 ・ 令和 1 年度）実績】 別紙②のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	全処理委託量	—
	優良認定処理業者への処理委託量	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t
	（これまでに実施した取組） ・ 再生利用業者への処理委託を行い、最終処分量の低減をはかる。	

（第 5 面）

②計画	【目標】 別紙②のとおり	
	産業廃棄物の種類	—
	全処理委託量	—
	優良認定処理業者への処理委託量	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t

		<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none">再生利用可能な廃棄物はおおよそ実施しているが、更に再生利用できていない産業廃棄物の再利用を新技術や別確度から検討する。
※事務処理欄		

産業廃棄物の排出抑制に関する事項 別紙①

産業廃棄物の種類	前年度(令和元年度) 実績 t/年	目標(令和2年度) t/年
汚泥	2,583	2,400
動植物性残さ	4,034	3,950
廃プラ	33	30
紙屑	32	30
木屑	3	2
ガラス・陶磁器屑	2	1.5
がれき類	12	11
金属屑	2	2
廃アルカリ	0.1	0.1
廃油	2	1
引火性廃油(特管)	0.01	0
腐食性廃アルカリ(特管)	0.2	0
腐食性廃酸(特管)	0.1	0
特定有害廃PCB等(特管)	0.03	0
特定有害PCB汚染物(特管)	0.002	0
水銀使用製品廃棄物	0.01	0
合計	6,705	6,428

産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙②

表 現状(令和元年度)

産業廃棄物の種類	前年度(令和元年度)実績		現状(令和元年度)		
	t/年	優良認定処理業者への処理委託 t/年	再生利用者への処理委託量 t/年	認定熱回収業者への処理委託量 t/年	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t/年
汚泥	2,583	1,749	1,486		
動植物性残さ	4,034	1,140	2,776		
廃プラ	33	33			
紙屑	32	32	32		
木屑	3	3			
ガラス・陶磁器屑	2	2			
がれき類	12	12			
金属屑	2	2	2		
廃アルカリ	0.1	0.1			
廃油	2	2	2		
引火性廃油(特管)	0.01	0.01	0.01		
腐食性廃アルカリ(特管)	0.2	0.2	0.2		
腐食性廃酸(特管)	0.1	0.1	0.1		
特定有害廃PCB等(特管)	0.03	0.03			
特定有害PCB汚染物(特管)	0.002	0.002	0.002		
水銀使用製品廃棄物	0.01	0.01			
合計	6,705	2,977	4,298	0	0

*再生利用は中間処理後肥料化する場合を含む

表 計画(令和2年度)

産業廃棄物の種類	目標(令和2年度) t/年	目標(令和2年度)			
		優良認定処理業者への処理委託 t/年	再生利用者への処理委託量 t/年	認定熱回収業者への処理委託量 t/年	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t/年
汚泥	2,400	1,800	1,500		
動植物性残さ	3,950	1,200	3,900		
廃プラ	30	29			
紙屑	30	30	30		
木屑	2	2			
ガラス・陶磁器屑	1.5	1.5			
がれき類	11	11			
金属屑	2	2	2		
廃アルカリ	0.1	0.1	0.1		
廃油	1	1	1		
引火性廃油(特管)	0	0			
腐食性廃アルカリ(特管)	0	0			
腐食性廃酸(特管)	0	0			
特定有害廃PCB等(特管)	0	0			
特定有害PCB汚染物(特管)	0	0			
水銀使用製品廃棄物	0	0			
合計	6,428	3,077	5,433	0	0